

「収納代行」などとして違法な収益の回収を持ち掛ける事業者にご注意ください。

インターネットカジノや特殊詐欺などの違法取引を行う犯罪集団が、事業者を騙ってその代金の回収を企業や個人に「収納代行」などの名目で委託するケースが発生しています。

このような委託を受けて、ご自身または管理する法人の預金口座を代金回収などに利用した場合、違法行為につながる取引の資金受取に預金口座が利用されることとなりますので、預金口座に入金される資金の内容が確認できない場合、当組合はその口座に対し、入出金の禁止等の制限を掛け、継続的なお取引をお断りする場合がございます。

【具体的な手口の特徴】

- ★「振込みでお金が入ってくるので、報酬を差し引いた額を委託元に振込むだけでよい」などと説明される。
- ★委託元から、前提となる取引（商品・サービス等）の内容について、詳しい説明がない。

【被害に遭わないための対策】

- ★口座に入る資金が、こういった取引（商品・サービス等）の対価なのかかわからない業務を引き受けないでください。
- ★委託元に取引の詳細について開示を依頼してください。また、開示を受けた後に、インターネットなどで委託元が本当に実在するのか、委託元の事業が日本の法律に違反する点はないか、詐欺やトラブルの情報がないかを確認してください。

【被害に遭った場合】

- ★万が一、違法な取引の疑いがある業務を引き受けてしまった場合は、速やかに警察や消費者センターに相談し、適切な対応を取るようにしてください。

